

## ▼研究ノート

# 一九一四年のアルバニア侯国憲法とラヨシユ・タローシ

——バルカンにおける西欧型憲法導入に関する一考察——

馬場 優

## 1 はじめに…主権国家アルバニアの成立

バルカン西部に位置し、一四世紀以降オスマン帝国の一部であったアルバニアが主権国家となったのは、第一次世界大戦の直前の一九一三年であった。この背景には、一九一二年一〇月に勃発したバルカン戦争がある。開戦直後からアルバニア地方では、セルビアやギリシアなどのバルカン同盟軍がオスマン帝国軍を駆逐し、占領地域を拡げていった。そうした中で、各地のアルバニア人政治指導者が一九一二年一月にヴロラ (Vlorë/Vlona) に集まり、オスマン帝国からの独立と臨時政府の樹立を宣言した。しかしながら、アルバニア人のこの動きが主権国家アルバニアの成立につながるのではない。その成立は、バルカン戦争の局地化及び終戦に向けて戦争に外交的介入をしていた当時の諸大国による外交交渉の結果であった。

オーストリア・ハンガリー、イタリア、ロシア、フランス、イギリス、ドイツの六大国は開戦直後から交渉を重ね、一九一二年一二月にロンドンでバルカン戦争に関する大使会議の開催にこぎ着けた。六大国

は、開催までに戦争当事国から領土割譲に関する決定権を獲得することに成功し、第一回会合でオスマン帝国からアルバニアを分離させることを決定した。六大国の中でも、アルバニアに大きな利害関係を持っているのが、オーストリア・ハンガリーとイタリアであった。アルバニアの分離が決定した後、両国はアルバニア国家の基本形態に関して交渉をおこない、一九一三年五月に大使会議に奥伊共同案を提出した。大使会議はこの提案を基礎にアルバニアに関する議論を重ね、前述のように、一九一三年七月にアルバニアの主権国家化が決まった。<sup>1)</sup>

最終決定によると、アルバニアは、六大国から生存と中立が保障される、世襲制の立憲君主国、つまりアルバニア侯国 (Fürstentum Albanien) となる。アルバニア侯は六大国によって選出されることになり、のちにドイツのプロテスタント系貴族のヴィート (Wilhelm Prinz zu Wied) が即位した。また、アルバニアの行財政を一〇年間管理する国際管理委員会も決められた。六大国から各一名とアルバニア人代表一名の計七名からなるこの委員会は、アルバニア憲法の制定についても担当し、六大国の代表が二名ずつに分かれ、憲法の行政・財政・司法の

三分野を作成することとなった。その中で、オーストリア＝ハンガリーは統治機構全般を含む行政部会を担当した。憲法——正式には「組織規則 (Organisation de l'Albanie / Albanisches Statut)」という名称——は一九一四年五月に公布された。国境線の画定については、六大国がアルバニア北部及び東北部を担当する国境線画定委員会と南部を担当する委員会をつくり、詳細な調査をおこなうことになった。アルバニアの治安維持に関しては、大使会議は国際治安部隊の創設を決定し、オランダ軍将校が率いる部隊が展開することになった。

これらのアルバニアに関する動向をめぐる歴史研究は、数多く存在する。第一次世界大戦との関連ではL・アルベルティニ、バルカン戦争に関する国際政治ではE・ヘルムライヒの研究、ロンドン大使会議ではR・クリット、アルバニア人勢力の動向に関してはA・プトの研究などがある。また、アルバニア建国をめぐる動向については、全般的なことを扱ったH・C・レール、A・プトなどがある。従来の研究は、ロンドン大使会議や国境線画定委員会といった点に関心が集まる傾向にあったといえる。また、アルバニア史の立場からでは、ドイツを代表するアルバニア史研究者のP・バートルの『アルバニア史』でも上記の点の他に、アルバニア人勢力の動向への言及がなされている<sup>④</sup>。

これまでの研究においてあまり関心が払われていなかったのが、アルバニア憲法の制定過程の問題である。その理由に考えられるのが、アルバニア憲法が制定されて数ヶ月後に第一次世界大戦が起こり、アルバニアが同盟国・協商国の占領地となったために、憲法の実際の運用が事実上なされなかった、つまり、憲法の生命が短命であったことである。しかしながら、近代国家が必ず実質的憲法を持つことを考えれば、アルバニア初の憲法である一九一四年憲法の特色を考えることはあながち無用

な作業ではないであろう<sup>⑤</sup>。他のバルカン諸国とは異なりイスラム教徒が数多く住むアルバニア国家の建設を決定した諸大国は、アルバニアにどのような特色を持つ憲法を導入しようとしたのであるのか。本稿では、オーストリア＝ハンガリーのバルカン専門家であり、歴史家でもあるラヨシュ・タローシ (Lajos von Thallóczy) という人物に焦点を当て、彼のアルバニア観及び彼が作成したアルバニア憲法草案を検討する。その理由は、後述するように、国際管理委員会において憲法制定作業の行政部会を担当したオーストリア＝ハンガリーが作成したアルバニア憲法の基本的枠組が、彼の憲法草案をもとにしていることが史料から伺えるからである。まず、バルカン諸国における憲法及び憲法導入の特色を見よう。

## 2 バルカン諸国における憲法をめぐる特徴

佐原徹哉は、一九世紀のバルカン諸国の共通点として、「実質を伴わない制度的民主主義」、「国家と宗教の高い関与性」、「国民意識の基盤となるべき文化的伝統の未完性」、「外交上の領土修正主義の優位」の四点を挙げる。彼は、制度的民主主義に関して、バルカン諸国が既存の慣習や伝統を超えてフランスを中心とするヨーロッパ自由主義型モデルを移植することで、比較的早い段階に立憲制に基づく西洋型の議会政治制度を導入したのであるが、そのような制度的変革に理想的な社会の変化が対応しなかったと論じる。また、宗教に関しては、教会組織を国民統合の媒体として国家が統制下に置く傾向があったことと、南東欧の宗教的伝統として東方正教会の重要性を指摘するが、彼は、四つの共通点に関してアルバニアを見た場合に、「宗教的均質性の欠如」、「知識人階層と

オスマンエリートとの同化傾向」があることを指摘している。<sup>6)</sup>

この時期のバルカン諸国の憲法導入について、詳細に検討したのがD・ジョルジェヴィッチである。彼は、(一)バルカン諸国がヨーロッパから君主制を導入したこと、(二)バルカン諸国の君主制も専制君主のタイプから立憲君主のタイプに時間とともに変化していったこと、(三)憲法導入時の「外からの介入」の重要性、そして(四)国教としての正教会の存在を指摘する。<sup>7)</sup>

彼によると、各国の憲法がどのような特徴を持つのかは、事実上の独立を意味すると理解しても良いと思われる自治権獲得や正式独立の時期に依拠し、それは三つに区分できる。第一期は、一九世紀前半のギリシア独立やセルビアの自治権獲得の時代であり、その時代の統治形態は寡頭制支配ないしは専制君主制のタイプであった。ギリシア独立とその後の政治展開に関してはイギリス、フランス、ロシアが、セルビアの自治権獲得に関してはオスマン帝国が、そしてこの時期のルーマニアはロシアの影響力がそれぞれ大きかった。第二期は、革命後の一八三〇年代以降の時代であり、限定された議会を持つ制限君主制憲法が導入される。具体的には、ギリシアの一八四四年憲法、セルビアの一八三五年憲法や一八六九年憲法、ルーマニアの一八六四年規則(Ⅱ憲法)などがある。なお、一九〇五年のモンテネグロ憲法はセルビアの六九年憲法のレプリカである。これらの憲法が依拠した西洋の憲法が、ベルギーの一八三一年憲法やサルデーニャの一八四八年憲法であった。第三期は、一八六〇年代以降の時代である。国内のクーデター、戦争、支配者の交代などの後に成立した制限民主主義型の憲法が導入される。ジョルジェヴィッチによると、ルーマニアの一八六六年憲法やセルビア一八八五年憲法、ブルガリアの一八七九年のいわゆるタルボヴォ憲法といったこの

時期の憲法は、一八三二年のベルギー憲法の影響を強く受けていた。とくに、タルボヴォ憲法はかなり自由主義的内容を持っていた。<sup>8)</sup>なお、以上のような分類をするジョルジェヴィッチはこの論文では、二〇世紀になって憲法を導入したアルバニアについて全く言及していない。

### 3 ラヨシュ・タローシのアルバニア憲法草案

#### (1) ラヨシュ・タローシという人物

一九一三年一月五日、オーストリア＝ハンガリー外相L・ベルヒルト(Leopold von Berchold)に対して、アルバニア状況に関する講義をおこなったのが、ラヨシュ・タローシという人物であった。翌日、彼は講義の補足意見の書類の他に、「アルバニア建国のための思想(Leitmotive zur Einrichtung Albanien)」、「アルバニア憲法草案(Verfassungsentwurf)」(以下、「憲法草案」)を提出し、さらに、一九一四年五月には「アルバニア侯国における租税制度(Die Einrichtung einer Steuer und Abgabensystem im Fürstentum Albanien)」と「アルバニア国籍法案(Gesetz über das albanische Staatsbürgerschaft)」を外務省に提出している。<sup>9)</sup>後述するように、彼の「憲法草案」は、国際管理委員会がのちに作成した「アルバニア組織規則」(憲法に相当)のオーストリア＝ハンガリー担当部分と酷似した内容となっていることから、彼の見解が強く影響していることが推測される。では、タローシとはいかなる人物であろうか。

タローシは、一八五四年生まれのハンガリー人で、ブダペシュトの大学を卒業し、ハンガリー国立文書館に勤務した後、一八七七年からはブダペシュト大学講師をつとめた。彼に転機が訪れたのは、一八八四年で

あった。オーストリア<sup>11</sup>ハンガリー共通財務相B・カーライ(Benjamin Kallay)が彼にウィーンに来るように勧め、タローシは一八九六年以降、宮廷・財政文書史料館長、共通財務省課長、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ州政府局長を歴任した。第一次世界大戦勃発後は、オーストリア<sup>12</sup>ハンガリーのセルビア占領にともない、セルビアで文民補佐官として勤務したが、一九一六年二月に五八歳で死去した。

こうしたオーストリア<sup>13</sup>ハンガリーの官吏としての一面の他に、彼は歴史家、それもボスニア、セルビア、アルバニアなどのバルカンに関する歴史家としても有名であった。また、ハンガリー科学アカデミーの会員であり、ハンガリー歴史協会の会長も歴任した人物であった。彼はバルカン史、ハンガリーとスラブ地域との関係、特に中世に関する多くの論文を執筆した。また、タローシは当時T・イッペン(Theodor Ippen)、A・ラツパポルト(Alfred Ritter von Rappaport)と並ぶバルカン専門家として有名であった<sup>14</sup>。

## (2) タローシのアルバニア情勢分析

タローシは、アルバニアがオスマン支配と地理的状況のために、「文明人(zivilisierte Völker)」との交流が不可能になってしまい、ヨーロッパの文化的発展に関与できなかったと論じる<sup>15</sup>。そして、彼が編者となつて一九一六年に出版されたアルバニアに関する論文集『イリリア・アルバニア研究』の中では、アルバニア人のことを「ヨーロッパで最も原始的な住民(primitive Bevölkerungsschicht)」であり、「氷河が残っていた」標石のように、バルカン半島のこのジッペの人々(Sippenvolk)は、部族と国家的組織体の間に挟み込まれている」と表現する<sup>16</sup>。なお、ドイツ法制史の大家ミッタイスによると、ジッペ(Sippe)とは、共通

の出自に基づいた共同体を意味する古代ゲルマン人の共同体のひとつである<sup>17</sup>。このようにアルバニア人のことを評した上で、「一般的には言語的・民族的・歴史的兴趣とは別に、次の疑問が浮かび上がるに違いない」と断りつつ、彼はこのように述べる。「この人民(Volk)〔「アルバニア人」〕には、国家形成能力はあるのか。三つの宗教に分裂し、トルコ<sup>18</sup>イスラム的経済スタイルによつて原始的状态に固定化されたままの人民を、ヨーロッパ型の国家形態〔を持つ人民〕に作り直すことは可能なのか<sup>19</sup>」。

このようなアルバニア人観から、タローシは、国家として独立させることが決定したアルバニアにとって何が重要か検討する。まず、彼は、ヨーロッパの政治経済的制度をそのままアルバニアに移植するべきではないことを強調する。それは、「ヨーロッパの植民地の歴史が示すように、最も能力のある人々(Volk)ですら、数百年間の絶えざる発展を一気に飛び越すことなどできない」からであった。つぎに、アルバニアが国家として発展するための資金が不足していることを指摘する。最後に、アルバニアに現在ある制度がたとえ非常に原始的なものであつても、それを引き継ぎ、進歩を重ねつつ発展させることの重要性を挙げ<sup>20</sup>る。

そのような観点から、彼が状況を分析し、彼の提言となつてまとめられたものが、一九一三年一〇月の「アルバニア建国ための思想」という約九〇枚の報告書であった。なお、この中で、言及されているオスマン時代のアルバニアの税制については、一九一四年五月の報告書「アルバニア侯国における租税制度」の中で詳細に述べられている。では、彼がこれらの報告書の中で主張したことは、どのようなことであつたのか。タローシは、アルバニアに厳格な中央集権制を確立させることを強調

する。また、私法に関しては、アルバニアに現存する法 (Recht) が西欧の法と異なる場合、本質的な諸制度は、当然維持されねばならないとしている。彼が重視するのは、商法・手形法、鉱業法、刑法及び刑事訴訟法、民事訴訟法である。これらについては、オーストリア・ハンガリーが一九〇八年に併合したボスニア・ヘルツェゴヴィナでの経験を参考にすべきことを提言している。また、アルバニアにはイスラム教徒が多くなることから、イスラムの家族権及び相続権はこれからも有効としなければならないとしている<sup>18)</sup>。

宗教については、まず、イスラム教徒とキリスト教徒 (カトリック教徒と正教徒) が住むという点からアルバニアとボスニア・ヘルツェゴヴィナには類似性がある一方で、両地域の多数派が異なることを指摘する。アルバニアにおいては、イスラム教徒が多数派を占めるので、オーストリア・ハンガリーはイスラム教徒に特に注意を払わねばならない。しかし、イスラム教徒を特別視するのではなく、個々の宗教・宗派を尊重し、それらを対等に扱うことが重要である。そして、北部にカトリック教徒、中部にイスラム教徒、南部に正教徒が住むというアルバニアの特徴の故に、宗教・宗派の平等性を進めれば、国内の融和が進み、人々の間に国家感情が育まれ、宗教的信条の放棄が起こり得るかもしれない、とまとめる<sup>17)</sup>。

教育については、初等教育の重要性を指摘する。しかし、アルバニアには資金不足と教員不足の問題があるために、作るならば、都市とゲマインデにおいて、それも私立学校がない都市とゲマインデに国立学校を、年間開校数を五から六をめどに作っていくべきと進言する。また、初等学校では、公立私立ともにアルバニア語 (albanische Sprache) と国史 (Landesgeschichte) の二科目を義務科目とする。教員不足に対して

は、教員養成所受験者が奨学金を得て、オーストリア・ハンガリーへ留学することで対処できると予想している。また、中等教育としては、北部、中部沿岸、中部内陸に各一ヶ所ずつに実科ギムナジウム、そして北部と中部沿岸に各一ヶ所ずつに商業専門学校の設立を進言する。女子教育に関しては、イスラム教徒が多いことを考慮して、時間をかけてアルバニアに女子教育というものを定着させていくことが最良の解決策である、とまとめる<sup>19)</sup>。

タローシは、財政を中央政府の重要な任務と位置づけるが、その際、ヨーロッパの制度を手本にアルバニアの財政制度を構築していく必要性を述べている<sup>19)</sup>。また、アルバニアの経済状況については、現物経済が支配的ではあるが、西部といくつかの都市では貨幣経済に発展する萌芽が見受けられると論じる<sup>20)</sup>。

この点については、アルバニア人研究者の S・ポロと A・プトも同じ見解に立っている。彼らは、当時のアルバニアが経済的社会的にヨーロッパで最も遅れた地域であったことを認めている。住民の九〇%が農民または畜産家であり、農業生産も原始的段階にとどまっていた。当時のアルバニアの経済状況は、資本主義経済の萌芽が見られたものの、山岳地帯では自給自足の状態、都市部では中世社会の様相が二〇世紀初頭でも継続していた<sup>21)</sup>。

そうした中で、アルバニアの重要な国家収入源になり得るものとして、タローシは、まず家畜飼育、つぎに農業を挙げる。後者に関しては、発展のための潜在能力は認められるものの、オスマン時代の土地制度がそれを妨害しており、大きな変更を加えないと発展の見込みがない、としている。彼が言うには、妨害しているものは、アルバニアの中部と南部で支配的な土地制度「クメット制」であった。これは地主・小

作関係を意味する制度であった。<sup>(22)</sup>

タロージによると、クメット (Kmetts) は収穫の三分の一 (Tretina) を大地主に提供する。そのため、クメットは、農業を必要最低限のものに限定し、むしろ家畜飼育の方に勢力を注いでいる。というのは、家畜飼育の収益からは収穫の三分の一を提供する必要がないからである。この農業形態が存在する限り、もしくは少なくとも収穫の三分の一を納める形式 (Tretina) を非従量化しない限り、農業への集中的作業は期待できない。クメット制のために、アルバニアでの耕作可能な土地の三分の二が手つかずの状態にあり、食糧も外国からの輸入に依存している、とまとめる。<sup>(23)</sup> アルバニアの経済力が非常に弱体なものであるため、国家自身が財源確保のためにできることは何か。タロージは、租税制度の改革もしくは創設であると答える。<sup>(24)</sup>

タロージは、オスマン支配時代のアルバニアについて、外国から輸入された商品に対する関税を除いていかなる直接税及び間接税がないために、「税が存在しない」「ヨーロッパ唯一の国家」である、と表現する。税が存在しなかった理由について、彼は、オスマン帝国が完全支配を試みたものの失敗に終わり、実質的支配がいくつかの都市部に限定されたことを挙げる。その意味で、アルバニアに直接税及び間接税も存在しなかったのは、オスマン帝国の住民に対する憐憫の情ではなく、オスマン帝国がアルバニアの住民を完全に見捨てたからであった。そこで、タロージは、従来の「古くかつ管理できていない」オスマン的な税体系を放棄して、不動産、動産、所得、所有する家畜などに対する直接税やアルコールや砂糖に対する間接税をアルバニアに導入することを提案する。また、経済が原始的状态にあり、支配者から見捨てられてしまった地域に、ヨーロッパが純粹に空理空論的な原則に則って「理念的な (ideal)」

税体系のようなものを創設したいと欲することは間違いであり、アルバニアを危険にさらすことになる、と述べる。租税制度に関しても、タロージは、オーストリア・ハンガリー占領後のボスニア・ヘルツェゴヴィナでの租税行政の創設が良い類似点を提供してくれることを示唆する。<sup>(25)</sup>

### (3) タロージの憲法草案

タロージが、一九一三年一月一六日付でオーストリア・ハンガリー外務省に提出したものの中に、「憲法草案」がある。これは、後述する国際管理委員会により一九一四年五月三日に作られた「アルバニア組織規則」(憲法に相当) のオーストリア・ハンガリー担当部分に類似している。では、タロージが作った、全五章九九条からなる「憲法草案」はどのようなものであったのか。

アルバニアの国家形態は、世襲・独立・立憲君主制の侯国であり、国家言語 (Staatssprache) はアルバニア語である。国家元首である「アルバニア侯」は、国民議会において憲法の遵守と、臣民 (Volk) の憲法上の権利の保障を宣言することが求められている。そして、神聖不可侵の存在と位置づけられる侯には、大臣・高級官僚の任免権、陸海軍の最高指揮権、国民議会の解散権などの他に、執行権が与えられている。しかしながら、侯のすべての統治行為には、大臣の連署が求められる。

大臣に関して、憲法草案では、内閣は外相を兼任する首相の他、内務、財務、国防、司法、農業・通商・工業の各大臣の計六名から構成される。侯に対して責任を負う彼らは、侯によって罷免される以外に、国民議会による弾劾によっても罷免され得る。ただし、その場合、議会で三分の二以上の賛成を必要とされ、さらに侯の同意も必要とされる。

立法権は国民議会 (一院制) にある。任期五年の議員は、宗教関係の

代表者、選挙の当選者、勅撰議員の三タイプに分けられる。彼らは、法

案提出権を持ち、議会内での発言に対して責任を問われることはなく、また日本国憲法でいう不逮捕特権を持つ。なお、法案の成立には、出席議員の過半数の賛成が必要とされる。国民議会の選挙は男子普通選挙である（選挙権及び被選挙権ともに三〇歳以上）。投票に関しては、プロイセンにおいて適用されていた三級選挙制に類する四級選挙制が導入される。

臣民である「アルバニア国民（Albanische Staatsbürger）」は、独立以前にオスマン帝国臣民であった者で、かつ一九一二年一月二八日以前にアルバニアで出生しかつアルバニアに居住する者とする。臣民には、法の下の平等や出版・表現の自由などの様々な自由が認められている。

ここで重視したい点は、信教の自由についてである。信教の自由に関しては、「何人も自己の信じる宗教の故に迫害もしくは権利が制限されることはない」、「国民の権利の享受は宗教からは独立しているが、国民の義務は宗教によって中断してはならない」と規定する。そして、憲法によつて認められた宗教を規定し、イスラム教、すべてのキリスト教の宗派、そしてユダヤ教の三つを挙げる。宗教に関しては、宗教共同体内部の自治を規定し、宗教学校や教会が行う慈善事業などを自分たちで管理することを求めている。なお、イスラム教徒の家族・親族などに関する問題はオスマン時代から有効であった規定は、引き続き適用される。ちなみに、最終的なアルバニア憲法である「組織規定」では、アルバニアが国教（religion d'Etat）を持たないことを規定する一方、アルバニアに存在する宗教共同体のすべてを憲法上認めている。

#### 4 憲法草案と西欧型憲法

アルバニアに主権国家が誕生した背景には、バルカン戦争の中から諸大国の決定、つまりヨーロッパ協調があった。同様に、アルバニア憲法の導入にも、諸大国が大きな影響を持っていた。言い換えれば、アルバニアにおける憲法の導入は、バルカン諸国に共通する「外からの介入」が存在したのであった。また、臣民に自由権を保障し、立法権を議会に与える一方で、君主を神聖不可侵な存在と位置づけ、政府が議会だけでなく君主に責任を負うという点は、アルバニア憲法がジョルジエヴィッチのいう制限民主主義型の憲法として導入されたことを意味する。

他方、アルバニアの憲法とバルカン諸国の憲法との相違点は、宗教をめぐる位置づけである。他のバルカン諸国では、国家統合の推進役として宗教を位置づけ、いくつかの国家では正教が国教と制定された。それに対して、アルバニアの場合、タローシの憲法草案でも実際の憲法でも、統合のシンボルとしての国教は否定された。この背景には、住民の過半数がイスラム教徒であり、さらに北部にはカトリック教徒、南部には正教徒が居住するというアルバニア特有の事情があったからであろう。アルバニアでは、宗教色を薄めた方が国家統治の観点から好都合とタローシらは判断したのである。

タローシや国際管理委員会のメンバーたちがおこなったアルバニアの憲法制定に際して、見逃してはいけないことがある。第一に、憲法が「押しつけられた」憲法という性格を持つということである。これは、前述の「外からの介入」の結果であるといえる。ルーマニアやブルガリアの場合も憲法導入に際しては、ロシアが憲法草案をつくった。しかし、両国の場合、ルーマニア及びブルガリアの憲法制定議会的な会議が

招集され、彼らがその草案を審議し、憲法を制定した。アルバニアの場合、アルバニア人はほとんど関与できなかった。たしかに、アルバニア憲法を最終的に制定した国際管理委員会には、六大国の代表者の他に一名のアルバニア人代表が参加していた。しかし、当時の委員会での交渉記録を見る限りでは、アルバニア人代表が憲法制定作業にはほとんど関与できなかったことが分かる。<sup>(27)</sup>

これと関連するが、第二に、タローシや国際管理委員会の六大国の代表が、必ずしもアルバニアの実情を十分に理解した上で憲法制定の活動に関わっていた訳ではなかったと思われることである。これについて、アルバニア人研究者のS・ポロとA・プトは、二〇世紀前半に活躍した国法・国際法学者R・レズロープの言葉を引用する形で、諸大国によって作られたアルバニア国家が「紙の上」で、そして「外交官の心の内」でのみ創られたのであり、アルバニア人の胸の内には決して根付かなかったと述べ、六大国の動きを激しく批判している。たしかに、タローシのアルバニアに関する一連の報告書からは、彼が、オーストリア＝ハンガリーで活動していたアルバニア人勢力と接触したうえで憲法草案を提出したかどうかは不明である。外交官として一定期間アルバニアに滞在し、現地の実情に精通していたオーストリア＝ハンガリー外務省のラツパポルトとは異なり、タローシはアルバニアに長期間滞在したわけではない（これは、彼が歴史家であったということにもよると思われる<sup>(28)</sup>）。なお、タローシが憲法草案を作成する上で参考にしたものが、オーストリア＝ハンガリー帝国が一八七八年よりオスマン帝国から行政権を獲得し一九〇八年に正式に併合した、イスラム教徒が多く住むボスニア＝ヘルツェゴヴィナ統治の経験であったことは明らかであろう。

タローシは、オーストリア＝ハンガリー外務省宛の書簡の中で、憲法

草案が自由主義を基盤として作成されたものの、アルバニアに西欧型の自由権を導入して良いのかについて疑問を持っており、再考する余地があることを吐露している<sup>(29)</sup>。それにもかかわらず、彼が一八三一年ベルギー憲法を手本とする西欧型憲法をアルバニアに導入しようとした理由はどこにあるのであろうか。

そこには、彼の当時のバルカン半島をめぐる外交認識があったと思われる。アルバニアを国家として安定化させることは、バルカン戦争後のオーストリア＝ハンガリー帝国のバルカン政策に不可欠なものであった。「アルバニアが崩壊すれば、ボスニア＝ヘルツェゴヴィナ州の南部国境の安全はもはや維持されない」と考えていた彼は、アルバニアを立憲君主制の国家とすることによって、反オスマン闘争をおこなっていた各地の部族集団の動きを沈静化させる一方、セルビアやギリシアなどの隣国によるアルバニアへの介入の機会を減らすことの必要性を認めていた。そのためには、アルバニアに十分に文化的で徹底的な行政 (Verwaltung) が展開されなければならないと考えた<sup>(30)</sup>。この「文化的 (kulturell)」な行政とは、彼にとつて、当時の西欧の先進的憲法体系を導入することを意味するのではなかったのか。

さらに、彼が、西欧を文明化された地域とみなす一方でアルバニアを遅れた地域とみなすある種の西欧中心主義を持っていたからではないだろうか。「アルバニア建国のための思想」の中で、彼がアルバニア国家の課題としてアルバニア住民を段階的に文明世界の段階まで導くことを挙げていることは、そのことをほのめかす証左であろう<sup>(31)</sup>。彼は、文明を知らない未開人であるアルバニア人には、現時点では憲法を自ら作成する能力も、自由権を使いこなす能力もないと考えた。にもかかわらず、あえて自由権を導入しようとしたのは、彼の次のような認識、つま



りアルバニア人の文明化は可能なことであり、オーストリア<sup>II</sup>ハンガリー帝国こそがアルバニア人に段階的に文明化の過程を提供できる唯一の存在であったとの認識があったからであった。<sup>34)</sup>

## 5 今後の研究の展望…おわりにかえて

以上、タロージを中心としてアルバニア憲法の制定過程を見てきた。これを足がかりとして今後の研究の展望について言及したい。

まず、憲法制定を足がかりとして、より広い視点でアルバニアの国家建設を検討することである。諸大国はアルバニアの国家建設にあたり、法体系や統治機構の構築の他に、国境線画定や国内の治安維持の活動をおこなった。この活動は、一九九〇年代以降の国際連合によるいわゆる国際領域管理——主権国家の領域を他国や国際機関が一定期間管理するというもの——の先例と位置づけることができよう。もちろん、今日の国際領域管理と二〇世紀初頭のそれとは思想的背景や活動の正統性の根拠など様々な点で相違点があるであろう。しかし、国際領域管理の歴史的發展を考察する上で、アルバニア国家建設の全体像を検討することは大きな意義を持つであろう。

つぎに、タロージとオーストリア<sup>II</sup>ハンガリー外交との関連性である。前述のように、彼は同国の外交に影響を与えたバルカン専門家のひとりであると言われるが、それは具体的にどのようなものであったのか。これを検討するためには、タロージの思想全般を明らかにすることが必要となるであろう。

最後に、タロージが憲法草案をつくるに際して参照したオーストリア<sup>II</sup>ハンガリー帝国のボスニア<sup>II</sup>ヘルツェゴヴィナ統治の検討である。ボ

スニア<sup>II</sup>ヘルツェゴヴィナ統治をめぐることは、同地を植民地と位置づける考えもある。<sup>35)</sup> タロージが好意的な評価を下したこの統治を植民地論や近代化論の観点から検討することは、タロージ研究だけでなく、オーストリア<sup>II</sup>ハンガリー帝国史研究にも新たな視点を提供することになるであろう。

## 注

- (1) この過程については、馬場優、「オーストリア<sup>II</sup>ハンガリーとアルバニア侯国の誕生(一九二二—一九一三年)」、『関学西洋史論集』第三一号、二〇〇八年を参照せよ。
  - (2) Luigi Albertini, *The Origins of the War of 1914*, 3 vols, Oxford University Press, 1952. Ernst C. Helmreich, *The Diplomacy of the Balkan Wars 1912-1913*, Russell&Russell, 1969, rpt. 1938. Robert R. Kirtt, *Die Londoner Botschafter Konferenz 1912-1913*, Diss. Wien, 1960. Arben Puto, *Die nationalen Kräfte gegen das Imperialistische Diktat bei der Organisation des albanischen Staates (1912-1914)*, Edition «8 Nëntori», 1983. 馬場優『オーストリア<sup>II</sup>ハンガリーとバルカン戦争——第一次世界大戦への道』、法政大学出版局、二〇〇六年。
  - (3) Hanns Cristian Löhr, *Die Albanische Frage*, Diss. Bonn, 1992. Arben Puto, *L'indépendance Albanaise et la diplomatie des grandes puissances 1912-1914*, Edition «8 Nëntori», 1982. Adalbert Gottfried Krause, *Das Problem der albanischen Unabhängigkeit in den Jahren 1908-1914*, Diss. Wien, 1970.
  - (4) Peter Bartl, *Albanien*, Pustet, 1995.
  - (5) 実質的憲法については、大石眞、『日本憲法史』、有斐閣、一九九五
- 年、三頁を参照せよ。

- (6) 佐原徹哉, 「ナシヨナリズムの勃興と独立国家の形成」, 柴宜弘編『バルカン史』, 山川出版社, 一九九八年, 一八〇—一八三、一九三頁。
- (7) Dimitrije Djordjevic, „Foreign Influences on Nineteenth-Century Balkan Constitutions”, Kot K. Shangrikladze and Erica W. Townsend (ed.), *Papers for the 1<sup>st</sup> Congress of Southeast European Studies*, Slavica Publishers, 1984.
- (8) タルノヴォ憲法制定過程については次のものも参照せよ。Charles Jelavich, *Tsarist Russia and Balkan Nationalism*, Greenwood Press, 1978, pp.31-39. R・J・クランプトン, 『ブルガリアの歴史』, 創土社, 二〇〇四年, 一一九—一二四頁。
- (9) Thalloczy an Berchtold, Wien, 16.Oktober 1913, Politische Archiv XIV, Karton 55, Haus-, Hof- und Staatsarchiv Wien (以下 P.A.XIV, K.55 のように表記する)。「アルバニア建国のための思想」と「憲法草案」は、タロージが編者となり一九一六年に出版された論文集に掲載されている。Ludwig von Thalloczy (zusammengestellt von), *Illyrisch-albanische Forschungen*, Bd.2, Duncker & Humblot, 1916, S.102-170, 205-216.
- (10) Mathias Bernath und Felix v. Schröder (hrsg.), *Biographisches Lexikon zur Geschichte Südosteuropas*, Bd.4, Oldenbourg, 1981, S. 294-296. Robin Okey, „A Trio of Hungarian Balkanists: Beni Kállay, István Burján and Lajos Thalloczy in the Age of High Nationalism”, *Slavonic and East European Review*, Vol.80, No.2, 2002. Robert Eisie, *Historical Dictionary of Albania*. New Edition, The Scarecrow Press, 2004, p.409.
- (11) „Leimotiv“, Thalloczy an Berchtold, Wien, 16.Oktober 1913, P.A.XIV, K.55. see: Piro Misha, „Invention of Nationalism: Myth and Amnesia”, Stephanie Schwandner-Sievers and Bernd J. Fischer (ed.), *Albanian Identities*, Indiana University Press, 2002, p.36.
- (12) Ludwig von Thalloczy, „Das Problem der Einrichtung Albanien“, Thalloczy, *Illyrisch-albanische Forschungen*, S.85.
- (13) ミンタイス＝リーベリント, 『オーストリア法制史概説』, 創文社, 一九七一年, 一七頁。
- (14) Thalloczy, „Das Problem der Einrichtung Albanien“, S.85.
- (15) Thalloczy, „Leimotive zur Einrichtung Albanien“, S.1, P.A.XIV, K.55.
- (16) *Ebenda*, S.8-21.
- (17) *Ebenda*, S.27-31.
- (18) *Ebenda*, S.31-34.
- (19) *Ebenda*, S.64-65.
- (20) Thalloczy, „Die Einrichtung eines Steuer= und Abgabensystems im Fürstentume Albanien“, S.11, P.A.XIV, K.55.
- (21) Stefanag Pollo and Arben Puto, *The history of Albania. From its origins to the present day*, Routledge, 1981, pp.153f.
- (22) クメット制はボスニア・ヘルツェゴヴィナでも見られた制度である。村上亮によれば, ボスニア・ヘルツェゴヴィナのクメット関係は農民世帯が地主の農場を耕作する代わりに収穫量の一定割合を地主に納める義務を負う長期分益小作関係であった。村上亮, 「世紀転換期ボスニア・ヘルツェゴヴィナにおける農業政策——ハプスブルク帝国における周辺地域開発の展開——」, 『西洋史学』第二三四号(二〇〇九年), 四〇頁。
- (23) Thalloczy, „Die Einrichtung eines Steuer= und Abgabensystems im Fürstentume Albanien“, S.12-13. 参考として見解を述べ, Pollo and Puto, *The history of Albania*, p.153.
- (24) Thalloczy, „Die Einrichtung eines Steuer= und Abgabensystems im

- Fürstentume Albanien“, S.16-17.
- (25) *Ebenda*, S.1, 7-8, 18-30.
- (26) Djordjevic, „Foreign Influences on Nineteenth-Century Balkan Constitutions“, p.95.
- (27) See: Petrovic an Berchtold, Valona, 26.Oktober 1913, Nr.1, P.A.XII, K.454. Kral an Berchtold, Valona, 18.April 1914, Nr.76/P, P.A.XIV, K.54.
- (28) Pollo and Puto, *The history of Albania*, p.162. 参照した英語版では、その出典が明らかにされてないが、筆者が調べた結果、次の著書からの引用であった。Robert Redslob, *Les principes du droit des gens moderne*, Rousseau, 1937, p.63.
- (29) See: William D.Godsey,Jr., „Seine Spuren im Kosovo verdienen...“: Ein Altösterreicher als Albanienkenner: Alfred Ritter Rappaport v. Arbengau(1868-1946)“, *DAVID*, Heft Nr.45(Juli 2000), <http://www.david-juden.at/kulturzeitschrift/44-49/Kosovo-45.htm> 二〇〇六年八月一日アクセス。
- (30) „Verfassungsentwurf“, Thallóczy an Berchtold, Wien, 16.Oktober 1913, P.A.XIV, K.55.
- (31) Thallóczy an Berchtold, Wien, 16.Oktober 1913, P.A.XIV, K55, folio 110-111.
- (32) See: Okey, „A Trio of Hungarian Balkanists“, p.262.
- (33) Thallóczy, „Leitmotive zur Einrichtung Albanien“, S.1.
- (34) See: Thallóczy an Berchtold, 16.Oktober 1913, P.A.XIV, K55, folio 110.
- (35) タロシとボスニア＝ヘルツェゴヴィナとの関係については、次のような研究がある。Harald Heppner, „Serbien im Jahre 1889. Nach einem Bericht Ludwig von Thallóczy's“, *Mitteilungen des Österreichischen*
- Staatsarchivs*, Bd.41, 1990. Ferdinand Hauptmann, „Ein Reisebericht Dr.Ludwig Thalloczy's aus Bosnien“, *Mitteilungen des Österreichischen Staatsarchivs*, Bd.13, 1960. ボスニア＝ヘルツェゴヴィナと植民地の関係性を検討した研究には次のものがある。Evelyn Kolm, *Die Ambitionen Österreich-Ungarns im Zeitalter des Hochimperialismus*, Peter Lang, 2001, S.235-253.
- (ほか) まやん・立命館大学非常勤講師)

